

フェーズ4A

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている)

—国内非発生—

※フェーズ3Aの対策を継続・強化

計画と連携

[体制の強化]

- ・ 内閣総理大臣は、厚生労働省から新型インフルエンザの発生等の報告があった時は、その状況に応じて国内対策強化を宣言し、緊急に関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。
- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）」を設置し、新型インフルエンザ対策の方針について意見、提言を求め、諮問委員会の提言を受けて対策の基本方針を定める。

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ WHOの宣言に基づき、ウイルスが確定次第速やかに、感染症法に基づく指定感染症への政令指定を行うとともに、検疫法へ適用させるための政令改正を行う。（厚生労働省）

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）

[調査研究の推進]

- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。（文部科学省、農林水産省、厚生労働省、環境省）

[国際間の連携（協力・協調）]

- ・ フェーズ3Aで編成した専門家チームの国際機関又は発生国からの要請に応じたの派遣を検討する。（外務省、厚生労働省、農林水産省）
- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。（厚生労働省）

- ・ ワクチン開発等に関する連携・協力体制を構築する。(厚生労働省、関係省庁)

サーベイランス

- ・ 新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。(厚生労働省)

[クラスターサーベイランスの実施]

- ・ 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランスの実施]

- ・ 症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、症候群サーベイランスを行う。(厚生労働省)

[疑い症例調査支援システム]

- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[ウイルス学的サーベイランス]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[予防接種副反応迅速把握システムの実施]

- ・ 予防接種の副反応についてリアルタイムに把握する。(厚生労働省)

[その他]

- ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 海外で発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基に、「検疫等ガイドライン」を見直す。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ疑い患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、検疫法に基づく隔離を行い、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、適切な場所への待機を要請する。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空・船舶会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空機・船舶の長から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っていると、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)
- ・ 日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、発生地域から来航又は発航する国際航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。(厚生労働省、国土交通省)
- ・ 厚生労働省は、発生地域から来航する船舶・航空機については、検疫法第14条第2項の規定に基づき、その状況に応じて、事前に国内検疫実施場所を指定し、国土交通省や国際航空・船舶会社と連携し集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)

- 旅客機等については成田及び関西、中部、福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
- 客船については横浜港、神戸港、関門港等で、貨物船については検疫港での対応を検討する。
- 貨物船については、その積載物等により集約することが困難である場合も想定されることから、事前通報等において、患者発生等危機管理上やむを得ない場合の措置を除き、国土交通省と十分な協議を重ね、対応について検討するものとする。

[在留邦人（長期滞在者及び永住者）等への対応]

- ・ 在留邦人に対しては、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対応を周知する。（外務省）
- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、世界保健機関（WHO）の域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発信する。（外務省）
- ・ 国内で未承認ではあるが、海外で承認されたワクチンがある場合、自己の判断・負担にて、接種を検討できるよう、居住国におけるワクチンの接種体制と利用状況について、在外邦人に周知する。（外務省）
- ・ 国内で承認されたワクチンについて、在外邦人への供与の検討を開始する。（外務省）
- ・ 各学校等に対し、発生国の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。（文部科学省）

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（厚生労働省）
- ・ 在外邦人用抗インフルエンザウイルス薬の発生国への追加送付を検討し、必要に応じ実施する。（外務省）

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬]

- ・ 医療機関等に対し、業務上、未入国の患者に濃厚接触した者で、ワクチンが未接種かつ十分な防御なく暴露した場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（厚生労働省）

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。（厚生労働省）

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ 「新型インフルエンザ専門家会議（以下、「専門家会議」という。）」における迅速な議論を経て、直ちに、国家備蓄しているプレパンデミックワクチン原液の製剤化を行うようワクチン製造会社に要請する。（厚生労働省）
 - ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始する。通常期インフルエンザワクチン生産時期の場合には、製造ラインを直ちに中断して新型に切り替えることを含め、適切に対応する(*)。（厚生労働省）
- * 現在のワクチン生産能力を最大限に活用。・ 新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行う。（厚生労働省）

[接種体制の整備]

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保するよう都道府県に要請する。（厚生労働省）

[接種体制]

- ・ 専門家会議の議論を経て、ワクチンの接種が決定された場合、以下のように対応する。（厚生労働省）（新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合）
- ・ プレパンデミックワクチンについて、緊急的に、医療従事者及び社会機能維

持者等を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う。(厚生労働省)

※ 承認前である場合は、プレパンデミックワクチンの接種は、安全性・有効性を勘案し、対象の限定を含めて、緊急的な措置として実施する。

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保を行う。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。(厚生労働省)
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。(厚生労働省)
 - 感染の拡大状況に即して追加的ワクチンの需要見通しを定め、必要に応じ、遅滞なく、パンデミックワクチンの生産の継続の要否を検討する。
 - パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、パンデミックワクチンの製造量に一定の限界がある場合には、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種について、状況に即した検討を行う。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。(厚生労働省)

[疑い症例の診断]

- ・ 都道府県に対して、患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置するよう要請する。(厚生労働省)

医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう指示する。(厚生労働省) [高感度検査キットの開発促進]

- ・ 新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発を促進する。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 各医療機関に対して、通常のインフルエンザ（H1N1，H3N2，B型）患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

[医療の確保]

- ・ 地域の医療機能維持の観点から、都道府県に対して、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応せず、がん医療や透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関検討するよう要請する。(厚生労働省)

[遺体収容能力の確保]

- ・ パンデミックに備え、都道府県及び市町村に対し、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握の検討を要請する。(厚生労働省)

情報提供・共有

[情報提供]

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 各国の発生状況を情報提供し、国民への注意喚起を行う。
 - 広報担当官（スポークスパーソン）から、新型インフルエンザが指定感染症として指定されたことを周知する。

- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。（厚生労働省）

[相談窓口の設置]

- ・ 都道府県に対し、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供ができるよう要請する。あわせて、Q & A等を配布する。（厚生労働省）
- ・ 国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する。（厚生労働省）
- ・ 自治体からの相談に対応する窓口を設置し、専任者を配置する。（厚生労働省）
- ・ 医師会等との連携の下に、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。（厚生労働省）
 - 診断・治療ガイドライン、Q & Aの配布等。

フェーズ4B

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている)

—国内発生—

※フェーズ3の対策を継続・強化

計画と連携

[体制の強化]

- ・ 内閣総理大臣は、厚生労働省から新型インフルエンザの発生等の報告があった時は、その状況に応じて国内対策強化を宣言し、緊急に関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。
- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）」を設置し、新型インフルエンザ対策の方針について意見、提言を求め、諮問委員会の提言を受けて対策の基本方針を定める。

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 速やかに指定感染症への政令指定を行い、検疫法へ適用させるための政令改正を行う。（厚生労働省）

[発生対応]

- ・ 国内発生情報についてWHOへ通報する。（厚生労働省）
- ・ 積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。（厚生労働省）
- ・ 都道府県に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。（厚生労働省）

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。（厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省）

[国際間の連携（協力・協調）]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。（厚生労働省、外務省）
- ・ ワクチン開発等に関する連携、協力体制を構築する。（厚生労働省、関係省）

庁)

サーベイランス

[クラスターサーベイランスの実施]

- ・ 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。（厚生労働省）

[症候群サーベイランスの実施]

- ・ 症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、症候群サーベイランスを行う。（厚生労働省）

[疑い症例調査支援システム]

- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。（厚生労働省）

[ウイルス学的サーベイランス]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（厚生労働省）

[予防接種副反応迅速把握システムの実施]

- ・ 予防接種の副反応についてリアルタイムに把握する。（厚生労働省）

[その他]

- ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（厚生労働省）

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基に、「検疫等ガイドライン」を見直す。（厚生労働省、関係省庁）
- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質

問票及び診察等により新型インフルエンザ疑い患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)

- 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、検疫法に基づく隔離を行い、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、適切な場所への待機を要請する。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空・船舶会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空機・船舶の長から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)
 - ・ 日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。(厚生労働省、関係省庁)
 - ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、発生地域から来航又は発航する国際航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。(厚生労働省、国土交通省)
 - ・ 国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続カウンター等において、発熱等症状があった者については、渡航自粛を要請する。(厚生労働省、関係省庁)

[在留邦人（長期滞在者及び永住者）等への対応]

- ・ 在留邦人に対しては、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対応を周知する。(外務省)
- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、世界保健機関（WHO）の域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。(外務省)

- ・ 国内で未承認ではあるが、海外で承認されたワクチンがある場合、自己の判断・負担にて、接種を検討できるよう、居住国におけるワクチンの接種体制と利用状況について、在外邦人に周知する。(外務省)
- ・ 入国者（特に外国人等の一時滞在者）に対して、日本国内での新型インフルエンザ発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を周知する。(外務省、厚生労働省)
- ・ 不要不急の出国を自粛するよう勧告する。(厚生労働省)
- ・ 各学校等に対し、発生国の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。(文部科学省)

[発生事例への対応]

- ・ 発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった都道府県に対して、直ちに、感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）について、まん延防止策について、感染症法に基づく必要な要請を行う。(厚生労働省)
- ・ 発生があった都道府県に対し、感染拡大防止のために行う特定集団に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を支援すると共に、高感染リスクにさらされる医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。(厚生労働省)
- ・ 関係都道府県に対して、発生状況を緊急情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。(厚生労働省)

[国民の社会活動の制限]

- ・ 国民、関係者に対して、次の点を勧告・周知する。(厚生労働省、文部科学省、国土交通省、関係省庁)
 - 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。
 - 患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 発生地域における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に

応じて、関係省庁等が連携し各管理者に対して協力を要請する。

- 発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する。
- 発生地域における住民・施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省) 在外邦人用抗インフルエンザウイルス薬の発生国への追加送付を検討し、必要に応じ実施する。(外務省)

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬]

- ・ 都道府県や医療機関等に対して、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する。(厚生労働省)

ワクチン

[生産体制]

- ・ 必要に応じ、「新型インフルエンザ専門家会議(以下、「専門家会議」という。)」の議論を経て、直ちに、国家備蓄しているプレパンデミックワクチン原液の製剤化を行うようワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)

[接種体制]

- ・ 専門家会議の議論を経て、ワクチンの接種が決定された場合、フェーズ4Aの接種体制に準じて適切に対応する。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[医療機関の整備]

- ・ 都道府県に対して、新型インフルエンザとそれ以外の患者を振り分ける発熱外来を設置するよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザ患者については、特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関において診療を行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ フェーズ6Bを想定し、患者収容の活用を想定する宿泊施設、人員等を列挙するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

[国内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に対して要請する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

情報提供・共有

[情報提供]

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 国内の発生状況、対応措置についての情報提供、国民への注意喚起。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

[相談窓口の設置]

- ・ 都道府県に対し、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供ができるよう要請する。あわせて、Q & A等を配布する。(厚生労働省)
- ・ 国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のために、専任者を配置する。(厚生労働省)
- ・ 自治体からの相談に対応する窓口を設置し、専任者を配置する。(厚生労働省)
- ・ 医師会等との連携の下に、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。(厚生労働省)
 - 診断・治療ガイドライン、Q & Aの配布等。

フェーズ5A

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。)

—国内非発生—

※フェーズ4Aの対策を継続・強化

計画と連携

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ ワクチンの生産能力を勘案し、可能な場合は、ワクチンの海外への供与について検討する。(外務省、厚生労働省)
- ・ 専門家チームの国際機関又は発生国からの要請に応じた派遣を検討する。(外務省、厚生労働省)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・ 感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランス]

- ・ 症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するための症候群サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[疑い症例調査支援システム]

- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID(感染症サーベイランスシステム)疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[ウイルス学的サーベイランス]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[予防接種副反応迅速把握システムの実施]

- ・ 予防接種の副反応についてリアルタイムに把握する。(厚生労働省)

[その他]

- ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 海外で発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基に、「検疫等ガイドライン」を見直す。(厚生労働省、関係省庁)
- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ疑い患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、検疫法に基づく隔離を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、適切な場所への待機を要請する。
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空機・船舶会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空機・船舶の長から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っていると、到着前の通報があった場合には、機内又は船内におけ

- る有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、対応する客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。（厚生労働省）
- ・ 日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。（厚生労働省、関係省庁）
 - ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。（厚生労働省、国土交通省）
 - ・ 厚生労働省は、発生地域から来航する船舶・航空機については、検疫法第14条第2項の規定に基づき、その状況に応じて、事前に国内検疫実施場所を指定し、国土交通省や国際航空・船舶会社と連携し集約化を図ることを検討する。（厚生労働省、国土交通省）
 - 旅客機等については成田及び関西、中部、福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
 - 客船については横浜港、神戸港、関門港等で、貨物船については検疫港での対応を検討する。
 - 貨物船については、その積載物等により集約することが困難である場合も想定されることから、事前通報等において、患者発生等危機管理上やむを得ない場合の措置を除き、国土交通省と十分な協議を重ね、対応について検討するものとする。

[在留邦人（長期滞在者及び永住者）等への対応]

- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。（外務省）
- ・ 在留邦人に対して、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対応を周知する。（外務省）
- ・ 国内で未承認ではあるが、海外で承認されたワクチンがある場合、自己の判断・負担にて、接種を検討できるよう、居住国におけるワクチンの接種体制と利用状況について、在外邦人に周知する。（外務省）

- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。
(文部科学省)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)
- ・ 在外邦人用抗インフルエンザウイルス薬の発生国への追加送付を検討し、必要に応じ実施する。(外務省)

ワクチン

[開発・生産体制]

- ・ 「新型インフルエンザ専門家会議（以下、「専門家会議」という。）」における迅速な議論を経て、直ちに、国家備蓄しているプレパンデミックワクチン原液の製剤化を行うようワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始する。通常期インフルエンザワクチン生産時期の場合には、製造ラインを直ちに中断して新型に切り替えることを含め、適切に対応する(*)。(厚生労働省)

* 現在のワクチン生産能力を最大限に活用

- ・ 新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行う。(厚生労働省)

[接種体制の整備]

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)

[接種体制]

- ・ 専門家会議の議論を経て、ワクチンの接種が決定された場合、以下のように対応する。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・ プレパンデミックワクチンについて、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持者を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う。(厚生労働省)

※ 承認前である場合は、プレパンデミックワクチンの接種は、安全性・有効性を勘案し、対象の限定を含めて、緊急的な措置として実施する。

- ・ 国内で製造されるワクチンの承認前であって、外国で承認ワクチンがある場合、薬事法の特例承認を与えることを含め、輸入ワクチンの確保を行う。(厚生労働省)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。(厚生労働省)
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。(厚生労働省)
 - 感染の拡大状況に即して追加的ワクチンの需要見通しを定め、必要に応じ、遅滞なく、パンデミックワクチンの生産の継続の要否を検討する。
 - パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、パンデミックワクチンの製造量に一定の限界がある場合には、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上でプレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種について、状況に即した検討を行う。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 新型インフルエンザに対する症例定義を明確にし、症例定義の変更があれば、随時修正を行い医療機関に周知する。(厚生労働省)

[疑い患者への対応]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

[遺体収容能力の確保]

- ・ パンデミックに備え、都道府県及び市町村に対し、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握の検討を要請する。(厚生労働省)

情報提供・共有

[情報提供]

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 各国の発生状況の情報提供、国民への注意喚起。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)

[相談窓口の充実]

- ・ パンデミックに向けて、都道府県に対して、本庁又は保健所の相談窓口を充実するよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 医師会等との連携の下に、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。(厚生労働省)

フェーズ5B

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。)

—国内発生—

※フェーズ4Bの対策を継続・強化

計画と連携**[体制の強化]**

- ・ 関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」の下、政府一体となった対策を一層強化する。(関係省庁)
- ・ パンデミックに向けた「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部」の体制を強化する。(厚生労働省)

[発生対応]

- ・ 国内発生情報に関するWHOへの通報(厚生労働省)
- ・ 積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。(厚生労働省)
- ・ 都道府県に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。(厚生労働省)

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力、当該ウイルス株の入手、症例定義の決定情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

[国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 流行状況、ワクチンの有効性と安全性について海外との情報交換を行う。(厚生労働省、外務省)

サーベイランス**[クラスターサーベイランス]**

- ・ 感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するためのクラスターサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[症候群サーベイランス]

- ・ 症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するための症候群サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[疑い症例調査支援システム]

- ・ 国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID(感染症サーベイランスシステム)疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[ウイルス学的サーベイランス]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。(厚生労働省)

[予防接種副反応迅速把握システムの実施]

- ・ 予防接種の副反応についてリアルタイムに把握する。(厚生労働省)

[その他]

- ・ パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ疑い患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。(厚生労働省)
 - 診察等により新型インフルエンザ患者疑いとなった場合には、検疫法に基づく停留を行う。
 - 新型インフルエンザ患者と確定診断が行われた場合には、検疫法に基づく入院勧告を行う。
 - 新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対し、必要に応じて、適切な場所への待機を要請する。

- 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空機・船舶会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。
- ・ 国際航空機・船舶の長から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、対応する客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。（厚生労働省）
- ・ 日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地元自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。（厚生労働省、関係省庁）
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、発生地域から来航又は発航する国際航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。（厚生労働省、国土交通省）
- ・ 入国者（特に外国人等の一時滞在者）に対して、日本国内での新型インフルエンザ発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。（外務省、厚生労働省）
- ・ 国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続カウンター等において、発熱等症状があった者については、渡航自粛を要請する。（厚生労働省、関係省庁）

[在留邦人（長期滞在者及び永住者）等への対応]

- ・ 在留邦人に対しては、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われた場合の対応を周知する。（外務省）
- ・ 新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。（外務省）
- ・ 国内で未承認ではあるが、海外で承認されたワクチンがある場合、自己の判断・負担にて、接種を検討できるよう、居住国におけるワクチンの接種体制と利用状況について、在外邦人に周知する。（外務省）
- ・ 各学校等に対し、全地域の日本人留学生に感染予防策を講ずるよう周知する。（文部科学省）

[発生事例への対応]

- ・ 発生状況をリアルタイムで把握し、発生があった都道府県に対して、直ちに、感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査の内容等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）、まん延防止策について、感染症法に基づく必要な要請を行う。（厚生労働省）
- ・ 関係都道府県に対して、発生状況を緊急情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。（厚生労働省）
- ・ 病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）、矯正施設・基地（多数の者が居住）等における感染予防策を強化するよう、都道府県、関係機関に対して要請する。（厚生労働省、各省庁）

[国民の社会活動の制限]

- ・ 国民、関係者に対して、次の点を勧告・周知する。（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、各省庁）
 - 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。
 - 患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 発生地域における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、関係省庁等が連携し各管理者に対して協力を要請する。
 - 事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 国民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨、外出自粛を勧告する。

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を

行う。(厚生労働省)

- ・ 在外邦人用抗インフルエンザウイルス薬の発生国への追加送付を検討し、必要に応じ実施する。(外務省)

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投与]

- ・ 都道府県や医療機関等に対して、患者に濃厚接触した者、または医療従事者等でワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)

ワクチン

[生産体制]

- ・ 必要に応じ、「新型インフルエンザ専門家会議(以下、「専門家会議」という。)」の議論を経て、直ちに、国家備蓄しているプレパンデミックワクチン原液の製剤化を行うようワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)

[接種体制]

- ・ 専門家会議の議論を経て、ワクチンの接種が決定された場合、フェーズ5Aの接種体制に準じて適切に対応する。(厚生労働省)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、接種実施状況モニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

医療

[医療機関の整備]

- ・ 都道府県に対して、新型インフルエンザとそれ以外の患者を振り分ける発熱外来を、患者の数に応じて設置するよう要請する。(厚生労働省)

[国内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(厚生労働省)

- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を地方衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する要請]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する。(厚生労働省)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(厚生労働省)

情報提供・共有

- ・ 国民へのメッセージ、厚生労働省ホームページの内容等について随時更新する。(厚生労働省)
 - 国内の発生状況、対応措置についての情報提供、国民への注意喚起。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、国内及び海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)